

入札実施要領

1 条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）に付する事項

- (1) 物 件 名 電子計算機等賃貸借・保守業務委託
- (2) 取 引 場 所 本消防組合が指定する場所
- (3) 契 約 概 要 仕様書（当消防組合ホームページからダウンロード）参照
- (4) 契 約 期 間 契約締結日から令和 13 年 10 月 31 日まで
地方自治法施行令第 167 条の 17 及び守口市門真市消防組合長期継続契約に関する条例第 2 条第 1 号に基づく長期継続契約
- (5) 予 定 価 格 事後公表
- (6) 最低制限価格 設定なし
- (7) 低入札価格調査制度 導入なし

2 入札参加者の必要な資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、かつ、当消防組合の本件入札に係る一般競争入札資格審査委員会において、その資格が認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
- (5) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合にはその役員等又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められる者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者でないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者でないこと。
- (11) 守口市又は門真市の入札参加停止基準の事由に該当しない者であること。
- (12) 守口市門真市消防組合競争入札心得第 4 条第 2 項に該当しない者であること。
- (13) 令和 8 年度の守口市又は門真市入札参加有資格者名簿の物品等又は一般委託・物品等に登録があり、要求する仕様書に可能な業者であること。

3 入札参加資格確認申請について

- (1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」の書式は、当消防組合ホームページからダウンロードすること。

※守口市門真市消防組合ホームページ (<http://mkfd119.jp>)

- (2) 申請をしようとするときは、必ず事前に電話連絡すること。

(3) 受付期間及び場所

受付期間 公告の日から令和8年4月23日(木)午前10時00分まで
午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)

受付場所 門真市殿島町7番1号
守口市門真市消防組合 消防本部2階 総務課

提出書類 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

添付書類 守口市又は門真市に入札登録を証する書類(写し)

4 仕様書等に対する質問について

- (1) 「質問・回答書」の書式は、当消防組合ホームページからダウンロードすること。また、質問は電子メール又はFAXで受け付けるものとする。

(電子メールの件名には、物件名を記入のこと。)

- (2) 質問の提出期限は、令和8年4月16日(木)正午とする。

- (3) 質問に対する回答は、質問者が特定できないようにしたうえで、令和8年4月21日(火)にホームページにて公表する。

5 入札参加資格の審査及び通知

「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」その他提出書類により入札参加資格を審査し、「条件付き一般競争入札参加資格確認通知書」を郵送する。

(令和8年4月30日(木)発送予定)

なお、入札参加を認めなかった申請者には、理由を付し書面により通知する。

6 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年5月12日(火) 午後1時00分

- (2) 場 所 門真市殿島町7番1号
守口市門真市消防組合 消防本部3階 会議室1

(3) 備 考

ア 当施設には駐車スペースが少ないため、公共交通機関等を利用して来庁すること。

イ 入札会場への入室は、原則として入札参加者1名のみとし、10分前に開場するものとする。なお、消防本部への来庁は15分前とする。

7 入札に参加できない者

入札参加申請後から入札までの間に、守口市又は門真市の入札参加停止基準の事由に該当する者

8 契約条項を示す場所及び公告期間

- (1) 場 所 門真市殿島町7番1号
守口市門真市消防組合門真消防署前掲示場

- (2) 期 間 令和8年4月10日から令和8年5月12日まで

9 内訳書の提示
提示を要する。

10 入札保証金について
入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者が落札者の責により契約を締結しなかった場合は、損害賠償金を徴収する。

11 入札の効力に関する事項
公告内容に示した入札参加に必要な資格のない者又は虚偽の申請を行った者の入札並びに「条件付き一般競争入札参加資格確認通知書」及び「守口市門真市消防組合競争入札心得」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12 契約書作成の要否
契約書の作成を要する。ただし、守口市門真市消防組合契約規則第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、作成を免除する。

13 契約保証金
契約の締結に際しては、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、守口市門真市消防組合契約規則第 23 条各号のいずれかに該当する場合は、納付を免除する。

14 本物件の契約に係る議会の議決の要否
本物件の契約については、守口市門真市消防組合議会の議決を要しない。

15 その他
入札参加者は、「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「守口市門真市消防組合競争入札心得」を熟読し、遵守すること。

16 問い合わせ先
門真市殿島町 7 番 1 号 守口市門真市消防組合 消防本部
総務課 管財係 契約担当：松井、芝田、坂上
T E L 06-6906-1122 (代表)
06-6906-1315 (直通)
F A X 06-6906-3388
電子メールアドレス soumu@mkfd119.jp
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで (土・日・祝日を除く。)